

職員採用試験委員会規則

〔平成7年6月1日〕
規則第35号

改正 平成10年7月1日規則第5号 平成17年3月18日規則第12号
平成19年4月1日規則第6号 平成20年3月31日規則第5号
平成22年8月30日規則第8号 平成25年2月21日規則第1号
平成29年3月31日規則第1号 平成00年0月00日規則第0号

(趣旨)

第1条 職員の採用に必要な試験を行うとともに、この公正を期するため、職員採用試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員長1名、副委員長2名及び委員若干名をもって組織する。

- 2 前項の委員長には管理者を、副委員長には副管理者をもって充てる。
- 3 委員は、組合構成市町の副市長又は副町長のうちから管理者が委嘱又は任命する。

(職務)

第3条 委員長は、採用試験に関する会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときはその職務を代理する。この場合において、委員長を補佐し、委員長不在のときその職務を代理する者は、管理者の職務代理者の順序を定める規則（平成20年規則第2号）第1条の規定の例による。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 試験実施の方法に関すること。
- (2) 筆記試験の問題及び採点基準に関すること。
- (3) 口頭試験の問題及び採点基準に関すること。
- (4) 合格及び不合格の判定に関すること。
- (5) その他試験実施について必要なこと。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境課で処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に委員会の承認を得て委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 7 月 1 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 18 日規則第 12 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日規則第 6 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 5 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 8 月 30 日規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 21 日規則第 1 号）抄

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 1 号）抄

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。